# 1月・2月

■お問い合わせ　役場１階　水道環境課　環境衛生係
☎４３－２１１１（内線２１２４）

**ごみ出し時間を守りましょう！**

| 可燃ごみ | 全地区（午前８時までに可燃ごみ集積所へ出してください） | 毎週 火曜日・金曜日 |
|---|---|---|

（粗大ごみの可燃・不燃の区別がなくなりました）

| 不燃ガラス類<br>資源ビン類<br>粗大ごみ | A地区<br>（不燃ごみ集積所） | 1月29日（木） |
|---|---|---|
| | B地区<br>（不燃ごみ集積所） | 1月30日（金） |

※乾電池は、役場本庁・役場各出張所の回収ボックスへ出してください。
※蛍光管・体温計（水銀式）は、役場本庁・役場各出張所の回収ボックスへ出してください。

| 不燃金物類<br>資源カン類<br>粗大ごみ | A地区<br>（不燃ごみ集積所） | 2月26日（木） |
|---|---|---|
| | B地区<br>（不燃ごみ集積所） | 2月27日（金） |

※テレビ・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機・エアコンは収集しません。㈱橋本または購入した店に引き取りを依頼するか、指定引き取り場所へ直接搬入してください。
※使用済小型家電は、役場本庁・役場各出張所の小型家電回収ボックスへ出してください。

A地区＝八百津（下記の八百津地区以外）・錦織・和知・伊岐津志
B地区＝杣沢・口杣沢・丸山・赤薙・北山・白橋・五宝平・久田見・福地・潮南

| その他プラ | 各自治会の<br>不燃ごみ集積所 | 1月11日（日） |
|---|---|---|
| | | 1月25日（日） |
| | | 2月　8日（日） |
| | | 2月22日（日） |

※プラマークと呼ばれるリサイクルマークが表示されたプラスチック製の容器および包装が収集の対象です。
ただし、ペットボトルおよび食品トレイ、発泡スチロールは、別に分別収集を行っていますから対象外です。

| がれき類 | 久田見処分場<br>※1月4日は閉場 | 毎月第1・第2日曜日<br>午後12時30分～午後4時 |
|---|---|---|
| | 錦織処分場 | 毎月第3・第4日曜日<br>午前9時～午後4時 |

※瓦・タイル・陶器類・コンクリート・ブロック・壁土以外（土砂や岩石）は処分できません。
※業者に請け負わせた工事で発生したがれき類は処分できません。
※ 300kg以上のがれき類を処分しようとするときは事前に申請してください。（有料）

## 資源ゴミの持ち去り禁止

○町の委託を受けていない者が、ごみ集積所のごみを許可なく持ち去る行為が多発しています。持ち去ったごみで不用なものは不法投棄するなど、迷惑な違法行為に連動しています。

○持ち去りを見かけたら、日時、場所、使用車両の特徴等を水道環境課までお知らせください。なお、持ち去り者とのトラブルは絶対に避けてください。

◆お問い合わせ
役場１階　水道環境課　環境衛生係　☎43-2111(内線2124)

八百津町ごみ処理容器等購入補助金
**交付申請兼証拠**　様
八百津町長
私は、裏面の売れ残り品等の交付申請、請求及び受領に関する一切の権限を委任します。
㊞
※購入（委任）年月日
※住所（自治会）
※購入（委任）者名と印
※は購入（委任）者が記入押印し町内掲示板に提出下さい。